

最高裁秘書第1857号

令和5年7月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある東京地方裁判所作成のマニュアルその他の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和5年6月23日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和5年度（情）諮詢第23号

(2) 謝問日

令和5年7月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和5年7月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある東京地方裁判所作成のマニュアルその他の文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、4月14日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書は、原判断庁における報道機関に対する便宜供与の取扱いを類型化したものであり、本件不開示部分は、その便宜供与の取扱いが具体的に記載されている部分である。報道機関に対する便宜供与については、最終的には裁判体の意向を確認するなどした上で、個別の事案に応じて判断することになる性質のものであるため、本件不開示部分の記載はあくまでも事務便宜上の目安にすぎないので、本件不開示部分を公にすることで、本来は事務便宜上の目

安にすぎない上記記載に照らして具体的な便宜供与の当否が問われることとなり、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号）。

また、報道機関に対する便宜供与は、通常、報道機関からの要請を受けて行われるものであり、便宜供与を受けることも報道機関の取材活動であるところ、本件不開示部分を公にすると、報道機関の取材活動の存在及び内容が推知されるおそれがあり、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。よって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。